

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前条第1項第16号」を「代行施設（前条第1項第16号）に、「の管理」を「及び同項第24号に掲げる港湾労働者休憩所をいう。以下同じ。）の管理」に、「有料臨港道路の」を「代行施設の」に改め、同条第4項中「有料臨港道路」を「代行施設」に改める。

第9条第3項中「次の」を「市長は、次の」に、「、荷さばき施設附設事務所及び港湾労働者休憩所」を「及び荷さばき施設附設事務所」に、「ある。」を「できる。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定は、港湾労働者休憩所について準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「港湾労働者休憩所の指定管理者」と読み替えるものとする。

第20条、第21条第1号、第22条、第24条第2号から第4号までの規定及び第25条中「有料臨港道路」を「代行施設」に改める。

第26条中「指定管理者」を「有料臨港道路の指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 港湾労働者休憩所の指定管理者が行う業務の範囲は、港湾労働者休憩所の建物及び設備の維持保全その他港湾労働者休憩所の管理に関することとする。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

3 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするときは、第21条の規定にかかわらず、有料臨港道路の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

4 前項の場合における第22条、第24条及び第25条の規定の適用については、第22条

中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第24条中「第22条」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた第22条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた前3号」と、第25条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附則第5項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定並びに附則第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 港湾労働者休憩所に係るこの条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第20条から第24条まで及び第25条前段の規定の例により行うことができる。

平成24年9月7日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

港湾労働者休憩所の管理を指定管理者に行わせるとともに、有料臨港道路の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例 (抄)

(供用日等)

第3条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定により**代行施設**（前条第1項第16号に掲げる臨港道路のうち有料の部分（以下「有料臨港道路」という。）**及び同項第24号に掲げる港湾労働者休憩所をいう。以下同じ。**）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、有料臨港道路代行施設

の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料臨港道路の全部又は一部の供用を休止することができる。
代行施設

3 省 略

4 第1項の規定にかかわらず、有料臨港道路以外の施設については、時宜により当該施設の全**代行施設**

部又は一部の供用を休止することがある。

5 省 略

(使用の制限)

第9条 省 略

2 省 略

3 **市長は**、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、船客上屋、荷さばき施設附設事務**及び**

所及び港湾労働者休憩所の使用を断り、又は退去させることができる。
できる。

(1)-(3) 省 略

4 前項の規定は、港湾労働者休憩所について準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「港湾労働者休憩所の指定管理者」と読み替えるものとする。

4 省 略
5

(管理の代行)

第20条 有料臨港道路の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」とい

う。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第21条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 有料臨港道路の名称及び所在地
代行施設

(2)～(5) 省 略

(指定申請)

第22条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、有料臨港道路
代行施設

道路の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理予定者の選定)

第24条 市長は、第22条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 省 略

(2) 有料臨港道路の効用を最大限に発揮するとともに、有料臨港道路の管理経費の縮減が図ら
代行施設

れるものであること

(3) 有料臨港道路の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有す
代行施設

ること

(4) 前3号に掲げるもののほか、有料臨港道路の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
代行施設

(指定管理者の指定等の公告)

第25条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は有料臨港道路の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
代行施設

(業務の範囲)

第26条 有料臨港道路の指定管理者が行う業務の範囲は、有料臨港道路の構造及び設備の維持保全その他有料臨港道路の管理に関することとする。

2 港湾労働者休憩所の指定管理者が行う業務の範囲は、港湾労働者休憩所の建物及び設備の維

持保全その他港湾労働者休憩所の管理に關することとする。

附 則

1 - 2 省 略

3 荷役機械、木材整理場及び綱取施設の使用料については、この条例第4条第1項の規定にかかわらず、市長の定める日までの間、なお従前の例による。

4 天保山運河及び福町堀の管理については、この条例第9条から第13条まで、第15条及び第17条から第20条までの規定にかかわらず、市長の定める日までの間、なお従前の例による。

3 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするときは、第21条の規定にかかわらず、有料臨港道路の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

4 前項の場合における第22条、第24条及び第25条の規定の適用については、第22条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第24条中「第22条」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた第22条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた前3号」と、第25条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

5 この条例の施行前にした行為に対する過料の処分に関する規定の適用については、なお従前の例による。